

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和7年12月22日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託（概算契約）

#### (2) 目的

当該業務は、約25万人規模の来場者実績があるせたがやふるさと区民まつりを開催するうえで、来場者の安全確保はもちろんのこと、来苑者や地域住民、周辺事業者等への影響を最小限に抑えた運営を行うための音響・照明及び会場設営・撤去委託業務である。

#### (3) 業務内容

- ① 業務体制図、作業工程表の作成及び提出（会場現場確認を含む）
- ② 各ステージ図面・看板作成、必要物品の調達
- ③ 会場設営及び撤去 ほか

#### (4) 履行期間

令和8年4月上旬から令和8年6月10日（水）まで

※なお、令和9年度、令和10年度は9月開催として同様の契約をする予定がある。

ただし、契約は年度ごとに締結し、各年度における本事業の予算配当があること及び前年度における履行内容が良好であることを条件とする。

#### (5) 区民まつり開催日程（予定）

令和8年6月6日（土）、6月7日（日） 午前11時～午後9時

#### (6) 履行場所

JRA馬事公苑（世田谷区上用賀2-1-1）

けやき広場（世田谷区上用賀2-3・4の間）

東京農業大学「食と農」の博物館（世田谷区上用賀2-4-28）

#### (7) 設営・撤去予定期間

- ① 設営：ア) 開催周知用パネル設置 令和8年5月26日（火）
  - イ) テント等設営 令和8年6月1日（月）から6月5日（金）まで
  - ウ) 音響照明 令和8年6月1日（月）から6月4日（木）まで
- ② 撤去：令和8年6月8日（月）から6月10日（水）まで

### 2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

#### (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 東京電子自治体共同運営における営業種目「催事関係業務」に登録があり、「A」に等級格付されていること。
  - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
  - (6) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは、民事再生法第21上第1項に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
  - (7) 平成27年度以降、同一イベント内において、テント設営（100張以上）及び音響・照明設備を使用したステージイベントの運営を受託した実績を有すること。
  - (8) 「せたがやふるさと区民まつり音響・照明及び会場設営・撤去委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- 委員長：生活文化政策部長 渡邊 謙吉  
委 員：市民活動推進課長 伊藤 祐二  
区民健康村・ふるさと・交流推進課長 森田 太  
砧総合支所地域振興課長 松岡 敏幸

### 3 提案書提出者の選定・通知

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。審査結果・招請通知は、全参加事業者あてに郵送にて通知する。

通知日時：令和8年1月9日（金）以降

### 4 質問

質問〆切：令和8年1月16日（金）

質問回答：令和8年1月21日（水）以降

### 5 提案書を特定するための評価基準

以下の選定基準により、提案書及び事業者プレゼンテーション・ヒアリングの審査結果により総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

<選定基準>

- (1) 本業務全体に対する考え方及び運用計画
- (2) 実施体制
- (3) 本業務の進行管理の現実性
- (4) 緊急時対応
- (5) 研修実績
- (6) 見積金額

### 6 手続き等

#### (1) 担当部課

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5

世田谷区生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課 担当 藤井・柴田  
電話：03-6304-3593／FAX：03-6304-3714

(2) 実施要領兼説明書、各種資料の交付期間、場所及び方法

1) 期間 令和7年12月22日(月)～令和8年1月7日(水)

午前9時～午後5時 ※土日・祝休日を除く

2) 場所及び方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード



②上記(1)にて窓口配布(土日・祝休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

1) 期限 令和8年1月7日(水)午後5時 ※持参の場合、土日・祝休日除く  
なお、郵送の場合は必着

2) 場所 上記(1)と同じ

3) 方法 持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

1) 期限 令和8年2月6日(金)午後5時

2) 方法 メールまたは電子申請サービス(Logo フォーム)による

## 7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)と同じ

(6) 応募にあたり、知りえた情報については守秘義務を遵守すること。

(7) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(8) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとするとともに、虚偽の記載をした者に対して契約を無効とする。

(9) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。

(10) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。

(11) 提案書の決定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法の提案を求めることがある。

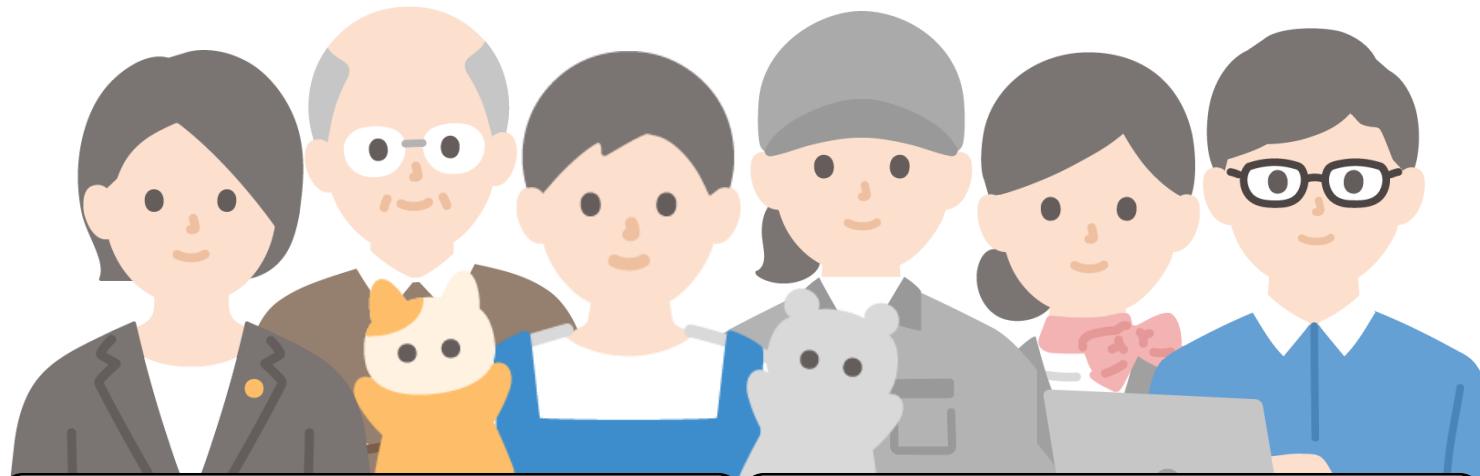
(12) 審査終了後、参加者には評価基準ごとの合計点と順位を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)は区が公表することとする。

(13) 詳細は実施要領兼説明書による。

(14) 案件は、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の適用案件である。詳しくは、「労働報酬下限額の適用についてのご案内」参照のこと。(記載されている金額等の情報は公告日時点のものであり、契約時には最新の労働報酬下限額を適用すること。)

## 【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



### 工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

### 工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

**1,610 円**

#### 労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

#### 世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。